

ちくし 法律事務所

The guardians of Rights
2015 SUMMER NEWS



最古の泉 Keisuke Ohta ©

「古代より湧きでる美しい泉、いつまでも…」

ペーパー・スクリーン版画 大場 敬介

ことしは私が弁護士になって30周年です。司法研修所の同期生による周年行事が福岡で開催されます。弁護士になると同時に、ちくし法律事務所に入所し、筑紫地域に根ざして、基本的人権を擁護し、社会正義を実現する活動をおこなってきました。当事務所も弁護士7人にまで成長し、地域に根ざすという事務所創立の理念が地域の皆さまのご支持を受けていることを実感しています。

さいきんは地域の役職をお引き受けすることも増えました。ことしは福岡県中小企業家同友会・筑紫支部の支部長をお引き受けすることになりました。同友会は自主・民主・連帯の精神に基づき、国民や地域とともに歩むことを目指して活動しています。

当事務所はこんごも地域の皆さまとともに歩んでいきます。よろしくお願いたします。



弁護士
浦田 秀徳

Hidenori Urata

寄稿

「山家に産廃施設はいらない」



山家中央区区長

神崎 敬亨

Noriyuki Kaneko

プロフィール
エコセンチュリー21対策山家・
御笠特別委員会 会長
山家中央区 区長

筑紫野市山家に大型の産廃焼却施設建設の話が持ち上がって、四年が過ぎた。

山家や御笠のふるさとを子どもたちに残したい。「あー、帰ってきてよかった！やっぱふるさととは良いな」と思える場所を残すのは、いまを生きる大人の責任だ。

この思いから、地域をあげて特別対策委員会が組織され、産廃施設建設の反対運動に携わった経験をもつ弁護士と力をあわせ、懸命に闘ってきた。

この闘いの中で、私たちは、我が国のゴミ問題について学んできた。

○日本のゴミ焼却施設の数、OECD加盟国の中でダントツの一位であること

○家庭ゴミ等の一般廃棄物の処理施設は、行政によって運営されていて、毎年多額の公的資金が投入されていること

○「福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」は、施設設置に向けて事業者と周辺住民との間の紛争を予防するというものすぎず、条例だけに頼っていても、私たちの求める。安全、安心は保障されないこと

現在までの経過は、次のとおりである。

○平成二三年一〇月から平成二四年一二月までに六回、環境影響調査書の説明会が開催された

○住民から、福岡県に対し、環境影響調査書についての意見書を七八〇一通提出した

○平成二七年五月三十一日、意見書に対する事業者の見解書の説明会が開催されたが、一回での打ち切りが強行された

見解書の説明会では、開催日時・場所、進行方法について、住民の要望はことごとく無視され、事業者が一方的に決めてしまった。

山家地区では井戸水が生活水となっていて、焼却施設からの汚水は、本場に場外に一切流れ出ないのか？ 一日九〇tの産廃が搬入されるのに、受入班4名を置くだけで、焼却してはいけない物の混入はチェックできるのか？ ダイオキシンの規制値をいかなる方法で守っていくというのか？ 燃え殻等は、どこの最終処分場に持ち込む計画なのか？

住民の疑問は尽きず、事業者が十分な説明を行うことを期待していたが、期待は裏切られた。しかも、本来は中立・公平であるべき福岡県は、事業者が説明会を打ち切ることに御墨付きを与えてしまった。

誠意のかけらも見せない事業者、中立性や公平性を欠く福岡県。

我々は、さらなる闘いを続けていかなければならない。困難な闘いになるだろうが、強い団結力とくじけない持久力をもって、安全、安心を子どもたちに。を合い言葉として、闘っていく。山家・御笠の住民には、その覚悟ができています。

寄稿

「ヤクルトの取り組み」地域社会への貢献」



中央福岡ヤクルト販売株式会社
取締役会長 影山 裕樹
Takashi Koyama

ちくし法律事務所にはいつも顧問としていろいろな相談にのってもらっています。

中央福岡ヤクルト販売株式会社は、全国販売組織の一つとして、1964年に「筑前ヤクルト販売」として設立されました。以来、健康志向の高まりを背景に、お客様のご支持を頂き、昨年50周年を迎えることができました。

ヤクルトは、腸内乳酸菌（プロバイオティクス）を用い、整腸作用によって健康を保つための飲料です。開発者は京都大学微生物研究所の若き病理医であった代田 稔氏です。1935年に創業、今年80周年を迎えました。地元福岡の唐人町で発売されたのがはじめです。明治通り唐人町西交差点を博多湾方向に川沿いの道を進むと「ヤクルト発祥の地」の記念碑が立っています（小さいので、なかなか気付かないかもしれません）。

ヤクルトといえば、なにを思い浮かべますか。ホーキスのお膝元でヤクルトスワローズはないでしょうか、ヤクルトレディ（YL）が無難なところでしょうか。YLは1963年から全国で組織化されました。全員が主婦、お母さんたちです。婦人労働の先駆けであり、当時は日生のおばちゃん・ポーラのおばさんと並んで、日本3大婦人労働のひとつと呼ばれました。現在弊社557名のYLがみなさまのご家庭や職場にお伺いさせていただいています。いつもありがとうございます。

ところで、弊社は、YLのみなさんと協力しながら、社会貢献・地域貢献にも積極的に取り組んでいます。YLのみなさんは子どもをもつお母さんたちです。わが子とおなじ年ごろの子どもたちの支援のため、お声かけをさせていただいています。また、行政とも連携して「高齢者見守り隊」を発足させ、独居老人の方へ定期的な声かけ・安否確認を行っています。3年前にはCS推進室を設置し、管理栄養士の資格を持つ社員を派遣して、高齢

者サロン、老健施設、小学校、保育園などで健康教室を開催しています。ご希望の方は是非、弊社または、YLへお申込み下さい。

とくに、夜須高原にある障害者の支援施設「やすらぎ荘」に対しては、開所以来43年にわたってチャリティ販売による寄付を続けています。長年にわたって、ご協力いただいているお客さま方へ感謝申し上げます。今後とも、よろしくお願い申し上げます。

弊社は100周年へ向けて、健康な社会づくり
に貢献する
企業として
努力を続けてまいりま
す。ご支援
宜しくお願
い申し上げ
ます。



CS推進室 健康管理士による健康教室

寄稿

無事に永代供養ができました

元福岡市教職員 元太宰府市民生委員

田中 千鶴子

Chiako Tanaka



弁護士 迫田 登紀子
Tokiko Sudo

初めて「特別縁故者に対する財産分与制度」のことを聞いたのは、亡き義理の姪の後見人をして下さった、安心サポートネットの理事長からでした。血縁関係のない私でも、姪の遺産を譲り受けることができる

とのことでした。

昭和30年代から、離婚して目が不自由だった義理の姉と、病を抱えた姪の面倒を見てきました。唯一の姉弟であった私の夫が亡くなった後、姉が亡くなり、姪もあとを追うように亡くなりました。夫と一緒に、姉も姪も弔ってあげたいと思いましたが、しかし、姉と姪には相続人がおらず、遺産は国に収めなければならぬと言われました。永代供養の費用をどこから出せばいいかしら、と困っていた矢先でした。

高齢のうえ、全く何も分からぬ私が手続きをするのは到底無理です。

そこで、紹介していただいたのが、ちくし法律事務所の迫田弁護士でした。

迫田弁護士は、私の曖昧な記憶を上手に引き出してくれました。私が書いた五年分の日記を丁寧に読み解かれ、書類を作成して下さいました。裁判所での調査官との面談の際には、緊張している私のそばで、そつと言葉を補うやさしい心くばりをいただきました。そのような次第で、安心しておまかせ致しました。

お陰様で、遺産を譲り受けることができました。姉・姪親子の永代供養をお寺さんにお願ひすることができ、ようやく肩の荷をおろすことが出来ました。お骨折りいただいた迫田弁護士はじめ関係者の皆様に、心より感謝しお礼を申し上げます。

私のような悩みを抱えていらつ

しゃる方は、ちくし法律事務所を訪ねてみられたらいかがでしょうか。

安心サポートネットとは、

判断能力の不十分な高齢者や障害者の皆さんが、いつでもどこでも、容易に成年後見制度を利用して、安心・安全な生活を送ることのできる地域社会をつくらうという理念の元に活動しているNPO法人です。



。特別縁故者に対する財産分与制度をご存じでしょうか。

ある方が亡くなり、遺言書がなければ、民法によって相続する人が決められています。遺言書がなく、相続人もいないときには、遺産は、全て国に収めることになります。

その場合であつて、①亡くなった方と生計を同じくしていた方、②亡くなった方の療養看護に努めていた方、③その他亡くなった方と特別の縁故があつた方には、亡くなった方の遺産の全部又は一部が分与されます。

田中さんのケースでも、本来は、全ての遺産が国のものとなることになりました。しかし、長年にわたる献身的なおつきあいが評価され、遺産が田中さんに渡される結果となりました。

遺言書がなく、かつ相続人がいない場合でも、亡くなった方との特別のおつきあいがあつた方がおられれば、この制度をご利用されてはいかがでしょうか。



弁護士

稲村 晴夫

Hiroshi Inoue

今年上半期の近況報告です。

①憲法違反・立憲主義違反の安保法案に反対する福岡県弁護士会主催の集会に参加し、一八〇〇名の弁護士・市民と天神地区をデモ行進。

②五月にはビケティの「21世紀の資本」について学習会を開催し、筑紫地区の市民約一〇〇名が参加。富の偏在と格差拡大への市民の関心が高まっていることを実感。

③六月、八年間余りにわたって共に散歩・山登りを楽しんできた愛犬（ハナ）が突然死。無償の愛で私を癒してくれたハナに感謝。

④六月ミヤマキリシマを求めて九重の平治岳登山。



弁護士

田中 謙二

Kenji Tanaka

小1の息子が思いつきで、市の「わんぱく相撲大会」に参加。運良く銅メダルを獲得。翌

週は、所属ラグビーチームの練習試合。タックルで転んで腕をひねり、大泣きした息子。もはや棄権寸前でも、「相撲大会銅メダルがこれくらいでギブアップか」と私が訊くと、息子の表情が二変。「やれる」と言ってフィールドに戻り、初トライを決めました。小さな成功体験が次の挑戦のエネルギー。弁護士の成長も同じようなものなのです。



弁護士

井上 茉彩

Aoi Inoue

日頃の運動不足を解消しようとして、浦田弁護士の影響もあり、由布岳に登ってきました。緩やかな道ではあるものの、片道4キロ以上の山道。登山初心者の私には、なかなかハードでした。

山頂近くになると景色が開けてきて、なんとも気持ちよく、良い季節だったので、キレイな緑と心地よい風に癒されました。山登り、楽しいもんだな。それにしても、昔（中学生の頃だから大昔……）は陸上部で、どこまでも走っていたのに、運動不足、そろそろ真面目になんとかせねばと焦る、今日この頃。



弁護士

森 俊輔

Shunpei Mori

一般社団法人つくし青年会議所（つくしJC）。なにやら堅苦しい名称ですが、四〇歳までの青年の集まりで、様々なひとづくり、まちづくり事業を行っています。

今年度から、つくしJCの理事を務めています。不動産業、保険業、飲食店など様々な職種の人々が集まると、それぞれの話が飛び交います。わたしも、法律や弁護士を少しでも身近に感じていただきたいと思い、弁護士漫談……もとい、豆知識をお話しています。ただし、お酒は控えめに。それが目下の課題です。



弁護士

山野 和也

Kazuya Yamano

昨年の12月下旬、ちくし法律事務所での弁護士としての職務を開始し、早いもので半年が過ぎました。皆様からいただける「相談して下さりました」「今後とも宜しくお願いします」という言葉と明るい笑顔に何よりの喜びを感じています。よりよい法的アドバイスや解決方法はないか日々自問自答し、諸先輩方のご指導を受けながら日々精進して参ります。

若く見られることがあります。私は今年で29才になります。20代最後の年。勇ましい先輩弁護士達を見習って、弁護士として男として研鑽を積んでいきたいと思っております。市民の皆様様の温かいご指導のほど、よろしくお願いいたします。

退職あいさつ



このたび7月末日をもちまして定年を迎えました。在職28年、私にとって、ちくし法律事務所はかけがえのない大切な場所でした。

この場所ですべて業務に取り組んでこれたのも、弁護士はじめスタッフ、そして私にかかわってくださった全ての方々のおかげだと心から感謝しています。本場ありがとうございます。人生は長い荷物を背負って山道を歩くようなもの。ただ家康は言いました。

その荷物をひとまずおろし、しばらくは時折旅行などして第二の人生を楽しみたいつもりです。皆様のご健康とより一層のご発展を心よりお祈り致します。原 多恵子



ご報告が遅れましたが、昨年末に退職いたしました。今年10歳になる長男がお腹にいる頃にご縁をいただいたが、私にとって、ちくし法律事務所は生活の一部でもあり、大切な場所でもありました。

これも弁護士や事務所のみなさん、事務所にかかわる皆様方の温かいお力添えがあったからこそと深く感謝しています。

今後は、これまでの経験を私の財産として大切にしながら、しばらくは家庭に専念したいと思います。今更で、本場ありがとうございます。藤 直子

入所あいさつ



この度、3月からちくし法律事務所の一員となりました小川と申します。

地域の皆様が多くご相談にいらっしゃる中、事務局としてお手伝いできることを大変嬉しくおもっております。

まだまだ不慣れな点も多く、ご不便をおかけする事もあるかと思いますが少しでも皆様のお役にたてるよう、日々努力して参りたいと思います。どうぞ宜しくお願いします。小川 都

市民法律講座のご案内

ちくし法律事務所では、平成23年秋から「市民法律講座」を定期的に開催しています。身近で生活に役立つ法律のお話を、ちくし法律事務所の弁護士がわかりやすく解説いたします。私たちとともに、おとなの手習いはじめてみませんか？

どなたでも参加でき、**受講は無料**です。事前の予約も必要ありません。お気軽にお越し下さい。平成27年後期の日程や会場は次のとおりの予定となっております。

③～⑤の会場については、まだ予約ができていませんので、変更の可能性があります。ちくし法律事務所のホームページ(「ちくし法律事務所のニュース」で検索)で確認していただくか、お電話(092-925-4119)にてお問合せいただくと確実です。

- | | | |
|---------------------|-----------------|---------------------------|
| ①平成27年9月10日(木)19時～ | 太宰府市・いきいき情報センター | 弁護士森俊輔による「交通事故」の講座 |
| ②平成27年11月10日(火)19時～ | 大野城市・まどかびあ | 弁護士迫田登紀子による「エンディングノート」の講座 |
| ③平成28年1月26日(火)19時～ | 筑紫野市・生涯学習センター | 弁護士田中謙二による「中小企業法務」の講座 |
| ④平成28年3月9日(水)19時～ | 太宰府市・いきいき情報センター | 弁護士井上栄彰・山野和也による「家庭と法」の講座 |
| ⑤平成28年5月17日(火)19時～ | 大野城市・まどかびあ | 弁護士森俊輔による「交通事故」の講座 |



ちくし法律事務所
創立記念無料法律相談のご案内

9月28日から10月2日まで、創立記念の無料法律相談週間です。相談をご希望の方は、予約のお電話をお願いいたします。

ちくし法律事務所
CHIKUSHI LAW OFFICE



〒818-0056 福岡県筑紫野市二日市北1丁目1番5号
代表TEL 092-925-4119
代表FAX 092-925-4127
URL <http://www.chikushi-lo.jp/>